

平成25年7月10日制定

平成27年4月1日改正

(目的)

**第1条** この運用指針は、玉川大学（以下「本学」という）における学術リポジトリ（以下「リポジトリ」という）の運用等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

**第2条** この運用指針においてリポジトリとは、本学の学術研究の発展に資すると共に、社会に貢献することを目的とし、本学において生産された学術研究成果物（以下「学術成果」という）を電子的な形態によって収集蓄積し、学内外に無償で提供するものをいう。

(管理運用)

**第3条** リポジトリの管理運用は玉川大学教育学術情報図書館（以下「図書館」という）において行うものとし、図書館長を責任者とする。

(登録者)

**第4条** リポジトリに学術成果を登録できる者（以下「登録者」という）は、次に挙げる者とする。

- (1) 本学に在籍する、または在籍したことのある教職員及び学生
- (2) その他図書館長が特に認めた者

(登録対象となる学術成果)

**第5条** リポジトリに登録することができる学術成果は、登録者が作成もしくは作成に関わり、本学において作成され、電子的手段で送信できる、次に該当するものとする。

- (1) 学術論文（本学紀要掲載論文等）
- (2) 学位論文
- (3) その他図書館長が特に認めたもの

(リポジトリへの登録)

**第6条** リポジトリへの登録は、同意書による許諾を得たうえで図書館が代行するものとする。

(登録された学術成果の利用)

**第7条** 図書館は、リポジトリに登録された学術成果を、以下の方法により利用することができる。

- (1) 当該学術成果を複製し、リポジトリシステムにより公開すること
- (2) ネットワークを通じて不特定多数に無料で公開すること
- (3) 必要に応じて、保存又は利用のための媒体変換を行うこと

(図書館の遵守)

**第8条** 図書館は、リポジトリに登録された学術成果の利用について、以下の事項を遵守する。

- (1) 前条に掲げた以外の利用は行わない。
- (2) ネットワークを通じて学術成果を利用する者に対し、著作権法を遵守するよう周知する。

(学術成果の著作権等利用許諾)

**第9条** リポジトリに登録された学術成果の複製権及び公衆送信権の行使について、執筆者全員が図書館に

委託するものとする。

2 学術成果がリポジトリに登録された後も、著作権は図書館に移転されることなく、著作権者の元に留保される。

3 学術成果における他著作物からの引用等については、執筆者の責任において第 1 項の委託について承諾されているものとし、問題が生じた場合は執筆者が責任を負うものとする。

(学術成果登録の拒絶)

**第 10 条** 図書館は、次に掲げる事由がある場合、学術成果をリポジトリに登録することを拒絶できる。

(1)学術成果の内容が他者に帰属する著作権を侵害する恐れのある場合

(2)学術成果の内容が公序良俗に反する内容を含む、あるいは社会的に見て著しく不適切な内容である場合

(3)その他、登録によって支障が生じると判断される場合

2 前項により登録を拒絶した場合には、図書館は、登録申請者に対して、遅滞なく通知するものとする。

3 第 1 項により登録を拒絶された者は、拒絶の理由を文書で示すよう図書館長に対して請求することができる。

(学術成果公開の解除・コンテンツの削除)

**第 11 条** 図書館は、次に掲げる場合には学術成果のリポジトリへの登録を解除することができる。

(1) 登録者が理由を付して書面により公開の解除申請を行い、当該解除申請を図書館長が承認した場合

(2) 学術成果の内容が他者に帰属する著作権を侵害する場合

(3) 学術成果の内容が公序良俗に反する内容を含む、あるいは社会的に見て著しく不適切な内容である場合

(4) 学術成果の内容に対して異議の申し出があり、その異議が正当なものと判断される場合

2 前項により登録を解除された者は、解除の理由を文書で示すよう図書館長に対して請求することができる。

(登録者の責任)

**第 12 条** 登録された学術成果の内容に関しては、登録者が責任をもつ。

(免責条項)

**第 13 条** 本学及び図書館は、リポジトリに登録された学術成果の公開あるいは利用によって生じたいかなる損害についても、一切その責任を負わないこととする。

(個人情報の取り扱い)

**第 14 条** 個人情報の取り扱いについては、本学の定める規程に従う。

(この文書の改廃)

**第 15 条** この指針の改廃は大学部長会の議を経て、図書館長が決定する。

(その他)

**第 16 条** この指針に記載されていない事項については、必要に応じて、登録申請者又は登録者と図書館が別途協議するものとする。

## 附則

この指針は、平成 25 年 7 月 10 日に施行する。

## 附則

この指針は、平成 27 年 4 月 1 日に施行する。